

自動運転バスの導入に向けた調査及び実証実験業務に係るプロポーザルについての 質問及び回答

○提案仕様書

項番	質問	回答
Ⅱ-3	自動運転レベル 4 での「緑ナンバー」の取得実績がある車両を提案する場合は、要件を満たしている認識で問題ないか。	自動運転レベル 4 での「緑ナンバー」の取得実績がある車両の提案のみでは業務実績とはなりません。一般旅客自動車運送事業の登録車両での運行业務実績、経験が必要となります。
2(8)	車両保管場所と充電設備は、事業者と協議の上、京都市様にてご用意いただけるか、もしくは事業者指定の保管・充電場所を用意するのか、どちらか。	車両保管場所及び充電設備は、試験運行の実施場所によっては本市で用意が可能な場合がありますが、本プロポーザル応募段階では応募事業者で用意する前提でご提案ください。
2(1)イ	実証期間は平日・日中帯（例：10 時から 16 時）の走行で相違ないか。	実証実験は休日を含む 1 週間程度を想定しており、夜間（日没後）の走行は想定していません。

○契約仕様書（案）

項番	質問	回答
2(1)イ	3D マップ作製とあるが、最終的に走行する 1 ルートのみで作製する認識で問題ないか。	ご認識のとおりです。
2(4)	京都市交通局様にて対応される業務（例：ドライバ派遣、運行アドバイス、遠隔監視員の派遣等）はあるか。 上記業務に対価が発生する場合、京都市交通局様は事業者からの委託になるか、京都市様からの委託になるか。	京都市交通局においては、ドライバーや遠隔監視員の派遣を行う予定はありません。その他、京都市交通局の関与については、契約締結後に協議するものとします。
その他	遠隔監視システム・環境・設備・要員派遣は必須となるか。	遠隔監視システムは必須ではありません。
その他	実証における必要物品について京都市様で用意の物があるか（例：バス停サイン、実証周知用の立て看板等）。ない場合は事業者負担での用意で認識合うか。	実証実験において必要となる物は事業者においてご用意ください。本市所有物の使用を希望する場合は、本市と協議のうえ決定することになります。

その他	実証走行では、運賃は無料での走行を想定しているが認識相違ないか。	ご認識のとおりです。
2(2)(イ)	運賃収受を行う場合、収受は（例：運賃箱の準備設置、収受係員の配置等）京都市交通局様にて実施されるか。	運賃収受は行いません。
2(2)(イ)	乗車される方には事前予約を必要とされますか。必要とする場合は、アプリ等の予約手段を事業者にて提供する必要があるか。	事前予約も想定していますが、契約後に本市、事業者において協議のうえ決定します。事前予約を行う場合は、事業者において実施していただくことが前提となります。
2(2)(ウ)	バス停は、既存バス停（場所・バス停サイン）を利用可能か。	使用するバス停については、既存バス停を想定していますが、契約後、京都市交通局、京都府警と協議のうえ決定します。
2(1)(イ)	道路環境等の調査は、自動運転バス走行におけるリスクアセスメントのことか。	道路環境、リスクアセスメント、採算性、地域の状況等、将来の社会実装の可能性を見据えて必要な調査を指しています。